ホ　自局の障害を検出する機能を有し、障害を検出したとき及び携帯基地地球局が送信する信号を正常に受信できないときは、自動的に電波の発射を停止する機能を有すること。

ヘ　他の無線局の運用に妨害を与えないための措置が講じられていること。

ト　送受信機の筐体は、容易に開けることができないこと。

二　送信装置の条件

四〇kHz帯域幅当たりの等価等方輻射電力は、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりであること。

主輻射方向からの離角（θ）	最大輻射電力（一ワットを〇デシベルとする。）
〇度以上一七度未満	六・四六デシベル以下
一七度以上一九・七度未満	次に掲げる式による値以下 $-1.2\theta+0.5$デシベル
一九・七度以上三五・九五度未満	次に掲げる式による値以下 $-0.24\theta-18.412$デシベル
三五・九五度以上一八〇度以下	（一）二七・〇四デシベル以下

第四十九条の二十四の四　対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、二、〇〇〇MHzを超え二、〇〇五MHz以下の周波数の電波を送信し、二、一九〇MHzを超え二、一九五MHz以下の周波数の電波を受信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

（他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備）

第五十四条の三　陸上に開設する二以上の地球局（移動するものであつて、停止中にのみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。）のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局（以下この条において「制御地球局」という。）と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超え十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二GHzを超え十二・七五GHz以下の周波数の電波を受信するもの（第三項において条件が定められている無線設備を除く。）は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一～七　略］

［2　略］

第四十九条の二十四の四　対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により防災対策携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備であつて、二、〇〇〇MHzから二、〇〇五MHzまでの周波数の電波を送信し、二、一九〇MHzから二、一九五MHzまでの周波数の電波を受信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一・二　同上］

（他の一の地球局によつてその送信の制御が行われる小規模地球局の無線設備）

第五十四条の三　陸上に開設する二以上の地球局（移動するものであつて、停止中にのみ運用を行うものに限る。以下この条において同じ。）のうち、その送信の制御を行う他の一の地球局（以下この条において「制御地球局」という。）と通信系を構成し、かつ、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下の送信空中線を有するものの無線設備で、十四・〇GHzを超え十四・四GHz以下の周波数の電波を送信し、十二・二GHzを超え十二・七五GHz以下の周波数の電波を受信するものは、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一～七　同上］

［2　同上］